

## 日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号炉の 新規制基準適合性審査の取扱い

令和3年8月18日  
原子力規制庁

### 1. 経緯

令和2年10月7日の第31回原子力規制委員会において、日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）敦賀発電所2号炉のボーリング柱状図データ書換えに関しては、審査とは別に、データや知見に関する記録のあり方、品質保証のあり方について原子力規制検査で確認するとの方針が示された。

令和3年7月28日の第23回原子力規制委員会において、当該検査について経過報告を行った。同規制委員会においては、経過報告を踏まえた今後の同発電所の審査の取扱いを議論するため、審査状況を報告するよう指示があったので、これを報告するとともに今後の進め方を諮る。

### 2. 新規制基準適合性審査の状況

令和2年10月以降の審査状況は、以下のとおり。

○令和2年10月30日 第916回新規制基準適合性に係る審査会合

- 日本原電は、ボーリング柱状図について、「記事欄は肉眼観察による一次データを記録するものであることを明確にし、今後の審査で提示する柱状図の記事欄には、調査会社報告書柱状図の肉眼観察結果のみを記載する。」との方針を示した。
- 日本原電は、「一次データの重要性に対する理解の徹底、記録の識別の徹底、審査資料のレビューの強化、品質保証に係る教育の実施等の是正処置を行い、再発防止を確実に実施していく。」との方針を示した。
- 審査チームは、日本原電から、評価に必要な柱状図の基となるデータが示され、また、上記のとおり今後は適切な記載の柱状図を提出するとの方針が示されたことから、審査を継続することができる状況になったと判断した。

○令和3年4月15日 日本原電からヒアリング資料提出

- 日本原電から、敷地の地形、地質・地質構造についての説明資料が提出される。提出された資料は、本編資料（主にK断層<sup>1</sup>の連続性評価に係る検討内容）及び補足説明資料（柱状図集等）4部の計5資料で、計約

<sup>1</sup> 敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合は、K断層とは、敦賀発電所敷地内のD-1トレンチ等で認められる断層であり、活動性に関して最新活動時期が後期更新世以降であることを否定できず、連続性に関してD-1トレンチより南方へ連続している可能性があり、D-1破碎帯等、原子炉建屋直下を通過する破碎帯のいずれかと一連の構造である可能性が否定できないと評価している。

660 ページ。日本原電は、改善した品質保証プロセスのもとで、これらの資料を作成したとしている。

○令和3年5月19日 ヒアリング実施

- ▶ 日本原電から、令和3年4月15日に提出された資料からの修正箇所が1箇所あったとして、修正に係る説明資料が1資料提出される。
- ▶ 審査チームは、日本原電から提出された資料を用いてヒアリングを実施。

○令和3年6月28日 日本原電からヒアリング資料提出

- ▶ 日本原電から、令和3年5月19日のヒアリングを踏まえて内容を更新した資料が提出される。提出された資料は、本編資料（主にK断層の連続性評価に係る検討内容）及び補足説明資料等3部の計4資料で、計約640ページ。

○令和3年7月16日 日本原電からヒアリング資料提出

- ▶ 日本原電から、令和3年6月28日に提出された資料からの修正箇所が8箇所あったとして、修正に係る説明資料及び修正後の資料（本編資料、補足説明資料の計約580ページ）が提出される。

審査チームは、日本原電からこれまでに提出された資料について、その内容を確認中。

### 3. 今後の進め方

前記の経過報告において、敦賀発電所2号炉の審査資料作成においては、柱状図の位置づけに対する関係者の認識の違いがあったことや、肉眼観察及び薄片観察による膨大な破砕帯に係るデータを処理するために必要な業務管理が適切に実施できていなかったことが確認されている。

これを踏まえると、今後、破砕帯等に係る審査において、柱状図の調査データ等に基づく事業者の評価結果の妥当性を技術的な観点から審議を行うためには、審査資料の信頼性が確保されることが必要である。

このため、原子力規制検査においては、当面、①調査データのトレーサビリティが確保されること、及び、②複数の調査手法により評価結果が審査資料に示される場合はその判断根拠が明確にされること、の2点が確保される業務プロセスが構築されているかについて優先的に検査を進めることとし、審査チームは、このような業務プロセスの構築が確認されるまでの間は、審査会合を実施しない。

#### <参考>

- 参考 日本原子力発電（株）敦賀発電所2号機ボーリングコア柱状図データ書換えの原因調査分析に係る原子力規制検査の実施状況（経過報告）  
（令和3年7月28日第23回原子力規制委員会資料2）